

検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第6回）

日 時：平成31年4月23日（火）15：00～16：20

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】中村座長、木本委員代理、川上委員、菅野委員代理、喜連川委員、
華頂委員代理、高橋委員代理、林委員、堀委員、宮島委員

【参考人】公益社団法人日本漫画家協会 赤松健様
株式会社集英社 鈴木晴彦様
一般社団法人全国消費者団体連絡会 浦郷由季様
東京大学大学院法学政治学研究科教授 田村善之様
弁護士 藤原浩様

【各省等】警察庁 稲垣生活経済対策管理官付理事官
総務省 渋谷情報通信作品振興課長
総務省 中川消費者行政第二課課長補佐
法務省 白鳥国際刑事企画官
文化庁 水田著作権課長
経済産業省 高木コンテンツ産業課長

【事務局】住田局長、川嶋次長、内藤次長、中野参事官、岸本参事官、高本企画官、
曾根参事官補佐、樫尾参事官補佐、小松崎参事官補佐

1. 開会

2. 議事

- (1) インターネット上の海賊版対策について（ヒアリング等）
- (2) 意見交換

3. 閉会

○中村座長 ただいまから「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合」の第6回、平成最後の会合を開催いたします。

御出席いただいております委員の方々はお配りした座席表のとおりです。きょうは、石川委員、内山委員、小川委員、瀬尾委員、竹宮委員、早川委員、福井委員が所用のため御欠席で、大崎委員、木田委員、迫本委員、野間委員につきましては、吉本興業木本様、日本放送協会菅野様、日本映画製作者連盟華頂様、講談社高橋様にそれぞれ代理出席をいただいております。

きょうは、参考人として、公益社団法人日本漫画家協会の赤松様、集英社の鈴木様、一般社団法人全国消費者団体連絡会の浦郷様、東京大学大学院法学政治学研究科教授の田村様、弁護士の藤原様をお招きしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、開催に先立って、知財事務局住田局長から御挨拶をいただきます。

○住田局長 皆さん、こんにちは。本日も、お集まりをいただきましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては、昨日と連日の会合となりまして恐縮でございますが、よろしくお願ひいたします。

本日は、インターネット上の海賊版対策ということで、これまでもこの検証・評価・企画委員会でいろいろと議論を重ねておりますけれども、さまざまな方から御意見を頂戴した上で、それを委員会として最終的なまとめに持っていこうということです。きょうは、関係者の皆様から幅広く御意見を頂戴しようということでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○中村座長 では、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○岸本参事官 それでは、お手元の議事次第をごらんいただきたいと思ひます。

配付資料ですけれども、資料1が事務局の資料となっております。資料2から資料5までの4種類は、本日お話を伺う参考人から御提出いただいた資料となっております。不足がございましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

○中村座長 よろしいでしょうか。

では、早速議事に入ります。

きょうは、インターネット上の海賊版対策につきまして、関係者のヒアリングとしてお招きをした参考人の皆さんから御意見をいただいた後に、まとめて意見交換の時間を設けたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まずは、事務局から、この会合の論点などを簡単に説明いただけますか。

○岸本参事官 それでは、お手元の資料1をごらんください。この資料は、前回の第4回「コンテンツ分野会合」で事務局の資料として配付をさせていただいたものを再度お配りしているものでございます。

めくっていただきまして、2ページ目に「インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー（案）」ということで1枚つけております。こちらは、昨年6月から10月までの間に、知的財産戦略本部の下でのこの「コンテンツ分野会合」の下でタスクフォースとし

て集中的に開催していた「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において議論をいただく中で提案された対策メニューについて、段階的に実施していくということをお示ししたものでございます。

左のほうに①、②、③とございまして、それぞれ区切りをつけてございますけれども、1つ目、第1段階としてできることから直ちに実施していくものとしまして、著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、海賊版サイト対策の中心となる組織の設置、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制、フィルタリング、そしてアクセス警告方式の検討をこの第1段階に含まれるものとしてお示しさせていただいております。

その下の②でございまして、これは制度改正を伴うもの、あるいはその制度改正を受けて検討したほうが実効性が高いのではないかと考えられるものについてくくっております。リーチサイト対策、著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化、そしてアクセス警告方式の導入をこの中に入れております。

そして、第3段階目でございますけれども、ブロッキングにつきましては、タスクフォースでもいろいろな議論をいただいていたものでございまして、ほかの取り組みの効果や被害状況等を見ながら継続的に検討していくものとしております。

①と②でくくっている各対策メニューについてでございますけれども、3ページ目以降に、これまでの進捗・効果、そして、今年度2019年度前半の実施予定、後半の実施予定ということで、3つに区切って、何をしていくのかということについて具体的に記載をしております。

主なものについて少し御説明をさせていただきたいと思っております。

3ページ目の「著作権教育・意識啓発」でございます。これに関しましては、総務省、文化庁、経産省からいろいろ記載していただいておりますけれども、学校への出前講座ですとか、教職員等への講習会、あるいは海賊版に対する啓発ポスターの学校への配付、その他、広く一般向けのキャンペーンを実施していく中で、著作権教育や海賊版問題への意識啓発を実施していくということになっております。

また、4ページ目でございますけれども、「正規版の流通促進」に関しましては、出版広報センターが正規版の配信サイト等に提示するマークといたしましてABJマークの運用を開始しているというのをこれまで実施してきたものとして書かせていただいております。今年度は、マンガ・アニメ海賊版対策協議会内に中小出版事業者も含めた事業者の事業連携等の協議・連絡を行うワーキンググループを設置するというのも書いております。それ以外の個社の取り組み状況につきましては、本日の参考人の御発表をお聞きいただければと考えております。

少し飛びまして、7ページ目の「検索サイト対策」でございます。これまでの取り組みといたしましては、2019年、ことしの2月に文化審議会著作権分科会の報告書の中で、権利者団体とインターネット情報検索サービス事業者との間で協議が行われると。まず、そ

の取り組みの状況を見守ることとして、必要に応じて対策・対応を検討していくことになっております。これにつきましては、今年度も報告を聴取しながら今後の対応を検討していくことになっております。

8ページ目「広告出稿の抑制」につきましては、CODA（コンテンツ海外流通促進機構）と広告関係の3団体が海賊版サイトへの広告出稿抑制についての定期協議を既に実施しておりまして、定期的にこのCODAが提供する違法サイトリストを広告3団体の会員各社に共有するという取り組みが行われているということでございます。今年度につきましては、CODAとこの3団体との合同会議を設置することと、JIAAという団体が、広告配信プラットフォーム事業者が適切な広告掲載先の選定を行うためのガイドラインを策定する予定となっております。

またちょっと飛びますけれども、②の2段階目の対策として位置づけられているものとしまして、12ページ目の「リーチサイト対策」でございます。これにつきましては、ことしの2月に文化庁の文化審議会著作権分科会の報告書を受けて法案提出に向けた準備が進められていたのですが、提出が見送られたということで、今年度につきましては、引き続き法案提出に向けた準備を進めることとなっております。

13ページ目の「著作権を侵害する静止画のダウンロード違法化」につきましては、同じく法案の提出は見送られておりまして、今年度につきましては、深刻な海賊版被害の実効的な対策を講じること、国民の正当な情報収集等に委縮を生じさせないことという2つの課題を両立すべく、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら、引き続き法案提出に向けた準備を進めることになっております。

本日は、これらの総合対策メニューについての項目立て、進め方、そして、進めるに当たっての留意点などにつきまして、参考人の方々に御意見を頂戴できればと思っております。

事務局からは以上でございます。

○中村座長 では、参考人の皆さんからのヒアリングに入ります。

きょうは、漫画家、出版、消費者、アカデミア、法曹界から、5名の方々、団体にお越しをいただいています。それぞれ10分程度におさめていただければと思います。9分たったところで事務局が1回ベルを鳴らすということでもあります。

まずは、赤松様からお願いします。

○赤松健様 赤松です。漫画系では日本最大の公益社団法人日本漫画家協会の常務理事をやらせていただいております。ふだんは『少年マガジン』系列で書かせていただいております。

資料2をごらんください。お読みいただければ大体わかると思うのですが、最後の段落のあたりで、特に静止画ダウンロードの違法化に関して対立構造が新聞とかで書かれてしまったのですが、我々は、ここにおられる方全てを含めて、この間の海賊版対策にかかわる全ての関係者にすごく感謝している。海賊版対策に関して進めていただけること

に関して感謝していて、こういうところに呼んでいただけることにも感謝している。この最後の段落ですけれども、我々、その目標が1つである以上は、理想的な対策方法が生まれてくると信じてやってきたわけであります。それで、今、みんなで協力してやっていきたいと願っているところです。

この場でこの①から③までのものに具体的な意見を言ってよろしいのですか。

○中村座長 どうぞ。

○赤松健様 里中満智子理事長を含めてこちらの漫画家協会のほうで打ち合わせをしているのですけれども、アクセス警告方式に関しては、我々漫画家側としては、国民生活にかなり影響のあるものなので、海賊版から漫画家を守るために導入するという点に関してはやや心理的な抵抗があるところがございます。ただ、やってほしくないとか、反対派ということではなくて、心理的な抵抗がちょっとあるという声が多いです。

リーチサイト対策に関しては、これはぜひともやっていただきたい。今、漫画村みたいなストリーミングサイトはほぼ撃滅できたのですけれども、ダウンロード型の海賊版はまだかなりの量がありまして、私の単行本なども翌日には全世界に海賊版がばらまかれています。すごいショックです。そういうものに対して、サイバーロッカーに対して、リーチサイト、トレントも含めてですけれども、これに関して、今、我々が一番対策をしていただきたいと考えているところです。

反面、②です。漫画協会内、メジャー少年誌系、知り合いの作家含めて、静止画のダウンロード違法化に関しては懸念点のほうが多いです。私の見た範囲では、賛成している漫画家はいない感じです。ただし、これは反対とかそういうことではなくて、ちょっと制限をしてほしいと。漫画協会のほうでは、3点、繰り返しですとか、丸ごとですとか、制限をかけてほしいということをお願いしたけれども、それをやっていただければ、ダウンロードのほうも賛成ということになります。繰り返し言いますが、私、いつも反対しているようにとられると非常に困るのです。我々は海賊版に対しては規制など対策を進めてほしいと考えているところです。

③も言ってよろしいのですか。ブロッキングに関しては、静止画のダウンロード違法化と同じく、漫画家の中では懸念点が多いところがございます。

現場のほうからとしては以上でございます。ありがとうございます。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて、鈴木様からお願いします。

○鈴木晴彦様 御紹介にあずかりました集英社の鈴木です。よろしく申し上げます。

私は、入社以来、少年誌、青年誌、少女漫画を渡り歩きまして、今、漫画部門全体を統括している、そんな立場で説明させていただきます。

40年間、非常に多くの漫画家さんと向き合ひまして、また、お手元の配付資料にあります「MANGA Plus by SHUEISHA」の担当も務めております。このような機会をどうもありがとうございます。

出版社は、長年海賊版と闘ってきましたが、なかなか撲滅することもできず、大変苦しい思いをしていました。近年、この状況を何とかしようと皆様が大いに知恵を出し合っただけ、大変心強く思っております。本当に心からお礼申し上げます。

さて、本日議論される海賊版対策の総合的なメニューに関しましてですが、皆様の御参考までに、正規版ということで、この2019年2月より弊社が取り組み始めた新しい施策「MANGA Plus by SHUEISHA」に関して御説明させていただきます。

お手元の資料は今後の参考用に後ほど適宜御参照ください。

「MANGA Plus by SHUEISHA」のキーワードは3つです。1つは、日・中・韓を除く世界170国同時配信。2つ目は、英語版とスペイン語版の2つがあります。3つ目は、基本無料で広告モデルです。

残念ながら、日本国内から見ることはできないのですが、アプリやウェブサイトを通じて、日本の読者と同時に世界中の人が「ONE PIECE」や「僕のヒーローアカデミア」の最新話を無料で楽しむことができます。当初、日本の読者だけなぜ有料なのだというクレームを心配していたのですが、そのような声は今のところ届いておりません。英語はわかる。しかし、なぜスペイン語なのだと思います。実はこのプロジェクトが立ち上がる時に英語の海賊版とスペイン語の海賊版の閲覧数データを分析したところ、ほぼ同数、ほぼ同じように読まれていたということがありました。それで、当初から英語版と並行してスペイン語版もやろうということになりました。

この「MANGA Plus by SHUEISHA」の狙いは大きく2つになります。

1つは、今、申し上げたとおりの海賊版対策です。残念なことに、海外の漫画ファンは海賊版でしか読めない人が大勢いました。その人たちに、日本と同時、毎週毎日決まった時間にきちんとした翻訳で届ける、そういう役割を今、担い始めています。

2つ目が、日本の漫画のプレゼンスの拡大です。韓国や中国では、日本の漫画の影響を受けた若い才能が物すごいスピードで育ち始め、また、優秀な漫画サービスもネット上に登場しています。このまま手をこまねいては総体的に日本の漫画の存在感が低下してしまう、そんな危機感がこのプロジェクトを動かす原動力となりました。手おくれになる前にサービスを展開したいと考えました。

まだまだ立ち上がったばかりで、できてから2～3カ月というところですのでございますから、皆様に御報告するような数字は挙げていません。現状、データをとる実験段階かと思えます。とはいえ、我々はこの2つの狙いを実現すべく永続的に努力を重ねていきたいと思っています。

海賊版に話を戻させていただきます。正規版の拡大と海賊版対策は両輪です。正規を定着させていく過程で、やはり海賊版は大変大きな障害になります。残念なことに、海外ユーザーは正規版が配信される3日前に海賊版で読んでしまいます。海賊版対策は本当に必須と感じております。

海賊版対策の総合的なメニューの全体に関しまして申し上げます。本日議論されている10

の対策項目に関しては、どれもスピード感を持って注力していただきたいというのが率直な思いです。長年海賊版と闘ってきた弊社の実感として、対策に特効薬はないと考えています。ですが、1つの施策で10%被害を軽減できるとしたら、それを10重ねれば65%減って、被害は35%になります。どの施策も欠かせないゆえんです。

とはいえ、あえて申し上げれば、著作権教育・意識啓発、国際連携・国際執行の強化は特に皆様の御尽力が必要です。各省庁さんで既にネット教育や著作権教育のプログラム等が存在しています。そこにぜひ海賊版に対する教育を組み込んでいただいて、効率的な普及啓発が実施できることを強く希望いたします。

また、国際連携・国際執行の強化に関しましても、一出版社の力が及ばない部分になります。政府間交渉や発信者情報開示のスムーズな枠組みの成立など実現していただきたいことはたくさんあります。

そして、リーチサイト、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しの2つの法案です。もちろん、クリエイターやネットユーザーの懸念や誤解を払拭するの必要はありますが、この秋の臨時国会での成立を強く希望しております。もしこの法案が通らなければ、リーチサイトは運営してオーケーではないか、漫画の海賊版はダウンロードしていいのではないかという事実のみが記憶されることになります。それを強く危惧しています。

最後になりますが、長年にわたる漫画編集者の立場から一言申し上げます。仕事上でたくさんの漫画家と話すことがありますが、ここ数年は海賊版のことがよく話題になります。その際、多くの漫画家さんから叱咤激励を受けています。ぜひ撲滅してください、海賊版の話の聞いたたびに心が痛いです、朗報を期待しています、一刻も早く撲滅してください、これは今、アニメや映画等でメディアミックスされている大ヒット漫画家の先生方の我が社に対する切実なコメントです。

そして、商品化などの2次使用料が入らない大多数の漫画家は、生活の経済的基盤となる印税を毀損することになり、さらに切実です。そのような立場のたくさんの女性漫画家からも、女性漫画家は商品化になるケースが若干少ないということで申し上げているのですけれども、海賊版対策を急いでくださいと強くお願いされています。

また、年に平均して10件以上ある刑事事件の告訴状の提出や「STOP!海賊版」キャンペーンでのキャラの使用などで、我が社でも数十名の先生にいつもお願いしているのですけれども、非常に素早い快諾をいただいております。漫画の先生がいかに海賊版の問題を深刻に受けとめているか、肌身で感じております。

漫画家が創作活動にきちんと集中できる環境を整備するのが出版社の役目だと思っています。そのための努力は引き続き継続していきますが、残念ながら、海賊版の状況は我々業界だけではいかんともしがたく、皆様の助けが必要となります。ぜひよろしく願います。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

続いて、浦郷様からお願いいたします。

○浦郷由季様 全国消費者団体連絡会の浦郷と申します。本日は、このような発言の機会をいただき、ありがとうございます。

座ってお話しさせていただきます。

まず、私ども全国消費者団体連絡会ですが、消費者団体の全国的な連絡組織であります。現在49の団体が会員団体で、緩やかにつながりながら活動しております。消費者被害、食、環境、エネルギーなど暮らしにかかわるさまざまなテーマについて、審議会への委員参加やパブリックコメントの提出などを通じて消費者の立場から意見発信をしております。また、専門家や行政などと連携して、学習活動、政策提言、立法運動などに取り組んでおります。実際、何をやっているかについては、フェイスブックやツイッターなどで発信しておりますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

今回、こちらの会合で検討が進められているインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューについて意見を申し述べるということで、私どもの会議の中で協議をして、意見書として提出させていただきました。それが資料4になりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、前文で書かせていただいておりますように、私たちの暮らしの中にインターネットの環境が急速に広がっていて、多くの家庭でパソコンが使われたり、個人個人がスマートフォンを持つようになり、多くの人々がインターネットを利用してさまざまな情報や利便を享受できるようになりました。しかし、パソコンやスマートフォンを使うとき、誰もがインターネットの仕組みをきちんと理解して利用しているわけではありません。私などもそうですけれども、どちらかというと、よくわからないまま、とりあえずいろいろ操作をしてみても使い方を段々と会得していくという感じでありまして、その中で知らないうちに違法な情報にアクセスしてしまったり、違法な行為に及んでしまうおそれもあります。

現在、インターネットにおける海賊版サイトの問題ということで、著作権者の権利が侵害され、多額の被害が生じていることは、一般ユーザーである消費者としても認識しておりまして、その被害防止は喫緊の課題であると思っております。一方、表現の自由や通信の秘密が侵害されることになるのは問題であると考えております。その上で意見を申し上げます。

まず、1番目。この総合的な対策メニュー①の「できることから直ちに実施」とされた施策について、着実に実施をするとともに、まず、海賊版サイトの開設者・運営者への取り締まりを徹底することが重要と考えます。①の「できること」として書かれているこの「著作権教育・意識啓発」から「フィルタリング」までの7つの対策に直ちにに取り組むことは大変重要であります。まず、著作権侵害になるようなサイトを開設した者や運営している者を摘発して検挙するなど、取り締まりを強化し、海賊版サイトをなくしていくことが基本だと考えます。

このような捜査がどのぐらい困難かということはよくわかりませんが、サイバー事件の

処理が県警レベルでは困難であるとすれば、サイバー事件捜査を専門的に担当する国家機関の設置も検討すべきではないかと考えております。その上で、これら7つの対策を早急にしっかりと取り組んでいく必要があると思います。

例えば、著作権教育・意識啓発に関して言いますと、現在では、小さな子供のうちからインターネットに触れる機会がふえています。家庭での情報モラルの教育ということも言われていますが、恐らく、家庭において情報社会における著作権等に関する正しい知識を子供に教えられるほどの理解がなく利用している方が大方だと考えられます。学校教育の場はもちろん、さまざまな場や幅広い層に対してより効果的に著作権教育や意識啓発ができるよう、官民連携して進めていただきたいと思います。

正規版の流通促進に関しては、ユーザーにとって見つけやすく利用しやすい形の正規のコンテンツを流通させることを早急に進めるべきであり、正規版の流通と著作権に対する正しい知識が海賊版対策に大きな効果があると考えます。

また、CODA（コンテンツ海外流通促進機構）さんが実施されているフィルタリングや検索結果表示抑制、広告出稿停止要請、決済処理停止などは、いずれも適切な対策であると思いますので、有効に機能させるために関係者間のさらなる連携を進めていただきたいと思います。

2番目です。総合的な対策メニュー②の「導入・法案提出に向けて準備」とされた施策のうち、ユーザーの通信の秘密に抵触するような施策の導入には慎重であるべきです。

この中でもリーチサイト対策に関しましては、文化庁において検討・論点整理がされて、法案提出の準備が進められていたことを認識しております。これについては、著作権侵害コンテンツへ誘導するウェブサイトそのものを規制する方策として有効であると考えられることから、今後、早期に法整備されることを望みます。

一方、アクセス警告方式は、ブロッキングと同様の考え方に基づく手法であり、ユーザーの通信の秘密に抵触するような施策の導入は慎重であるべきと考えます。

また、静止画のダウンロード違法化については、文化庁の著作権分科会報告書で規制の対象範囲を著作物全般に拡大する提言がされていますが、これはストリーミング方式の海賊版に対しては効果がないなど、手法としても疑問の声が出されています。それに加え、対象範囲を拡大することにより、国民が私的に情報収集することに対しての委縮効果も懸念されます。この規制のあり方については、著作権者の利益が不当に侵害される場合に限るという要件を設けるなど、海賊版対策に必要な範囲に限定すべきであり、法案が提出に至らなかった経緯も十分に尊重されるべきです。

このように、経済的理由をもとにユーザーの通信の自由を侵すような施策を導入することには慎重であるべきで、少なくとも十分な立法事実が必要と考えております。

3番目として、対策メニューの中の③、ブロッキングについてです。表現の自由、通信の秘密という憲法上の国民の権利が侵害されるおそれがあり、導入に反対いたします。ブロッキングに関しましては、昨年8月、当会より「海賊版サイトへのブロッキングを可

能にする法制度整備に反対する意見」を出しております。ブロックという手法は、表現の自由、通信の秘密という憲法上の国民の権利や電気通信事業法に抵触するものであり、憲法適法的に設計することができないのではないかと考えております。海賊版サイトの対策としてブロックを可能にしようとする法制度の整備には反対いたします。

以上が全国消費者団体連絡会としての意見となります。私どもの意見を受けとめていただき、今後の検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて、田村様。

○田村善之様 パワーポイントを使うので、大変失礼ながら、こちらからお話をさせていただきます。画面を御参照いただければと思います。

タイトルとしては「ダウンロード違法化拡大をめぐる論点」と書きましたが、今からするお話は、一般的な海賊版対策に対する私の考え方の基本をお知らせするものです。

海賊版対策を考えるに当たっては、まずとにかく現代の著作権法に構造的な課題があることを認識すべきだと思っております。

それを著作権制度の変遷からみてみましょう。著作権法には、歴史的に3つの時代区分があると思います。著作権というのは、長い法制度の歴史の中でも比較的新しい制度であります。どうしてこの著作権法ができたかという、私が第1の波と呼んでいるものでして、16世紀あたりから印刷技術が普及してきたことがきっかけです。それまでは著作権というのは全く関係のない制度だったのですが、印刷技術が普及してくれば、海賊版を規制することにより、最初に正規版を出した出版社を保護する必要性も出てきたということがあります。その結果、コピーライト、出版に対する権利としての著作権法が、18世紀の初期にイギリスでできました。

ただ、この時代と今の時代は大きな違いがあります。18世紀から20世紀の中ごろくらいまでは、複製するには相当の投資が必要でした。例えば出版、あるいは映画、レコード等です。複製者も少数でしたので、このコピーライト、複製禁止権というのは、事実上は競争を規制する権利にとどまりました。今と違いまして、複製者は事実上業者に限られていますから、監視が容易であり、権利の実効性もあった時代でした。

それが、御存じのように、20世紀の中ごろくらいから複製技術が非常に発展し普及した結果、零細的に利用できるようになりました。つまり、私人皆が複製できるようになったのです。その結果、大きな問題が起きました。1つは、複製者が多数になった結果、コピーライトというのが私人の活動まで規制する権利に変わっていきます。他方、私人の活動を一々監視するのは困難ですから、権利の実効性を欠くことになりました。

対策として、理屈の上では、かつて複製だったもの、つまり、かつて監視が容易であり競争規制でとまっていたものに似たようなものが、複製の近くにないか探しました。例えばレンタル権ですとか、私的録音録画補償金請求権、複製機器・録音録画機器・媒体の権

利などは、いまだ録音録画機器媒体をつくる人が少ないことに着目した規制になります。これが第2の波です。

第3の波は、今回特に問題になっているものでして、インターネットが普及してきますと、今度は複製だけではなくて公衆に送信する、複製をつくるだけではなくて、公衆に、人々にそれを伝達すること、伝えることまでも、私人が容易にできるようになりました。監視は不可能ではありませんが、数が膨大かつ国際的になったということでもあります。

このデジタル化時代あるいはインターネット時代到来の大きな意味として、複製が普及した段階ではなかったこと、この第3の波の時代に始まったことですが、一般の私人が利用することができる著作物がふえました。それまでの第2の波の時代でも、著作物を大衆に配るにはかなりの投資が必要だったのです。ところが、インターネットによって、私人がボタン一つで全世界に著作物を届けることができるようになりました。

さらに、デジタル技術によって、文書や絵だけではなくて音楽・動画などさまざまな表現も、アマチュアに開放されつつあります。その結果、実際に利用されている著作物の著作権者が多様になりました。今までも著作権者は多様だったものの、ほとんどが利用されていなかったのですが、現在は多様になっています。創作に多大な投資がかかるために、著作権の保護を欲する著作権者がもちろんおります。他方で、著作権の保護を欲しないか必要としないか全く無関心な著作権者もたくさんおります。言葉は少し悪いのですが、「orphan works」の直訳ですので使わせていただくと、「孤児著作物」と言われている、特に著作権者が亡くなっていて遺族も気にしていないようなものもあります。ところが、インターネット時代より前に法の骨格がつくられていますので、このような状況に完全に対応し切れていないという問題がございます。これが、著作権法の構造的な課題です。

そのような中、実は、私が「寛容的利用」と呼んでいるものが、著作権を調整する重要な役割を果たしています。その威力を示すために、まず、戯画化した世界ですが、条文どおりに著作権が遵守された場合どうなるか考えてみます。もし、本気で今の著作権法の条文どおりに著作権法が守られたりすると、大変なことになります。

例えば、資料の中に著作物が載っている。コピーやPDFファイル化の企業内複製に関して、明示的に規定している条文はございません。そうすると、あしたからの支社への出張では、ちょっと重いけれども資料の原本を手分けして持っていかうとか、出張先とは別のところにも送る必要があるのだけれども、ファックスでの送信もだめ、メールの添付もだめ、いずれも複製に該当するから原本を郵送するしかないとか。あるいは、部長から中国語の資料の翻訳を頼まれたけれど、法務部に確認をとったら、やはり著作権者を探して許諾をとらなければだめらしい。文章をつくらず口頭で部長に伝えるのもだめで、何でも翻案に該当してしまうから。唯一可能性があるのは、文書のアイデアなるものを抜き出して、そこだけ翻訳すればよいのだそうだけれども、よくわからない。ということで、やめてしまおうということになるわけです。しかし、現実には皆さん、こういう世界は余り目にしていないのではないかと思います。むしろ世の中は他人の著作物の無断利用で潤っているの

す。つまり、実際には著作物は、いろいろなところでPDF化されるなどしているわけです。どうしてかという、それが寛容的利用です。寛容的利用というのは、条件上、権利があるように見えますが、実際には権利行使されないために寛容されている利用です。これが非常に大きくて、大量の企業内複製が行われていると思います。また、同人文化における二次創作は、世界的にも非常に注目されている寛容的利用の一つであります。

また、インターネット上にも日々著作物が大量にアップされ、プロバイダー等に対する保護を欲する人たち、権利者からのノーティスとテイクダウンにより保護を欲する権利者の著作物が消えていきます。その結果、何が行われているかという、事実上保護を欲する権利者の著作物の著作権のみが守られ、保護を欲していない著作物については公衆が利用することができるままの状態になっています。

このような状況で、では、どのような著作権制度を目指すのかということです。著作権を有体物に対する権利になぞらえまして、所有権を守らなければいけないのと同じように、とにかく何でも守らなければいけないという意見がないわけではないのですが、やはり著作権は所有権とは違います。物理的な限定がないので、人々の自由を広範に規制可能であります。つまり、人々の自由に対する制約が大きいわけです。そして、所有権にみられるような、他者が利用してもみずからの利用が妨げられるという関係にはありません。そうなってくると、やはり保護と利用のバランスが肝要なのです。実際、現在の著作権法に、永続する所有権とは違いまして、保護期間が限定されていたり、各種の権利の制限規定があるのは、そのためです。

結局ここが言いたかったことでして、目指すべきは、保護が欲されている著作権はしっかり保護する。これは非常に大切なことだと思います。その反面、保護が欲されていない著作物は、今、寛容的利用されているわけですが、それが自由に利用できる世界が、現実に存在しています。そして、実はそれで誰も困っていません。そのときに、こういった寛容的利用、人によっては「グレーの領域」と呼んだりしますが、それを擁護する世界が、私の推奨する世界です。

なので、あらゆる著作物のダウンロードを無限定に規制する場合には、権利者が保護を欲しない著作物についても人々の利用を委縮させるということで、寛容的利用による現在の均衡を崩します。このように、保護の必要性のない著作物を含めて一律に著作物を利用する自由を委縮させることが、本当に目指すべき世界と言えるのかということが問題になると思います。

この観点から、きょういただいている幾つかの施策についてお話をしていきます。まず、ダウンロード違法化についてですが、仮に条文を工夫せず、ユーザーの手元で著作物の種類を問わずに、あるいはユーザーの行為態様を問わずに、広範に規制するとなると、寛容的利用にとって問題になります。他方、リーチサイトの規制は、もちろん条文の決め方次第ですが、一度提案されなかったリーチサイト対策は非常にバランスのとれたものでありまして、これはぜひ推奨したほうがよいだろうとっております。

この観点から、ほかのものにいきますと、基本的に寛容的利用を崩さないものが多いので、推奨しても構わないと思います。もちろん、ブロッキング、あるいはアクセス警告方式、場合によってはフィルタリング、そのあたりについては通信の秘密の問題があることは承知していますが、少なくともこれらのものでブロッキングしようとするもの、あるいはアクセス警告を出そうとするサイトが、違法、正確には海賊版のサイトに特化しているとか、検索サイトの対策などについても、権利者から保護を求められているものに特化された対策である場合には、少なくとも、きょう私が話している寛容的利用からは問題がない。むしろ、保護を欲する著作物はしっかり守ろうということですので、ぜひ推奨すべき話だということになります。もちろん、それによって検索サイト側、あるいはほかのさまざまなプロバイダーがこうむるコストの問題、あるいは、私はこれについてはニュートラルな立場ですが、通信の秘密の問題があることは承知しています。

以上です。ありがとうございました。

○中村座長 進行に御協力いただき、ありがとうございます。

最後に、藤原様からお願いいたします。

○藤原浩様 弁護士の藤原でございます。私は一介の実務家として、田村先生のように理論的な話はできませんが、それはお許しいただきたいと思います。

インターネット上の海賊版対策につきましても、外部から眺めていただけて、伝聞情報やマスコミからの情報等に接してただけですので、適切な意見が述べられるかどうかはわかりません。ただ、部外者であったということから、傍目八目的な役割を果たすことができると考えております。

まず、私の立場を簡単に説明させていただきます。私は弁護士として著作権の分野の事件、主に権利者の側の代理人として活動してきました。例えば、ネットの分野では、平成15年ごろにファイル交換サービス提供者の責任を追及する事件に関し、田村先生の御助言もいただきながら担当してきました。平成21年には、動画投稿サービス提供者の責任を追及した事件なども担当させていただきました。また、ネット上の海賊版に関しましては、音楽を違法にアップロードする者に対する刑事告訴の手續も担当しておりまして、多分、平成28年以降も50件以上の刑事告訴をしております。大半が、ファイル共有ソフトを使って音楽を無断でアップロードしている事案でございます。

このように、私も、ネット上の著作権侵害問題に関与してきております。今般の「インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー（案）」に関し、権利者側の立場で多くの事件等を担当してきた私としましては、基本的にこの対策メニューは賛成でございます。リーチサイト対策なども速やかに実施すべきだと思います。

それから、問題となっているブロッキングにつきましても、通信の秘密との関係はございますけれども、一方で、著作権侵害という違法行為が蔓延していることを考えますと、この問題についてもきちっとした議論をすべきだろうと思います。私は、通信の秘密ということで、海賊版対策、ブロッキングについての議論がとまり、思考停止の状況となるこ

とを危惧はしております。

それから、今回の対策の中で、ダウンロードの違法化に関して触れたいと思います。今回、法案の見送りとなったのは、ダウンロードの違法化の点が問題とされたからと聞いております。私は、基本的にはダウンロードの違法化についても賛成でございます。ただ、このダウンロードの違法化につきましては、すでに音楽・映像に関しては先行していますので、これまでの経緯をここで確認させていただきたいと思います。

音楽・映像につきましては、10年前、2009年（平成21年）の著作権法改正で、私的使用目的であっても、違法にアップロードされたコンテンツ、これを「違法コンテンツ」と呼びますけれども、それを知りながら録音録画することが違法という形になりました。いわゆる30条の適用除外という形になりました。その当時の音楽ソフト市場ですが、1998年6000億を超えた市場が10年後には半減し、3100億円ぐらいになってしまいました。そのときの原因として、違法配信、私的複製、私的録音の影響があるのではないかとということが指摘されました。当時の話で、印象に残っていますのは、学生たち、特に高校生の中で、新作の音楽を無料で取得することがクールであり、金を払って正規に音楽を取得するのは野暮、ダサイという風潮があったということでございます。

そういった中で、違法コンテンツから私的複製をしても違法でないという状況は何とか改善しなければならないということで、10年前に音楽・映像についてダウンロードが違法化されたことについては、コンテンツを大切にす、著作権思想、啓蒙活動の点からは非常に有効であったと思います。ただ、この時点での違法化というのは、民事上の違法化だけでありまして、音楽・映像の違法ダウンロードが罰則化、有料著作物等に関して罰則化されたのは、それから3年後の2012年（平成24年）の著作権法改正でした。これは、その前年のレコード協会の調査で、違法ファイルのダウンロード数が正規のダウンロード数の10倍近くあり、被害総額も6683億円に上ると報告されました。当時の正規のネットの配信が860億程度ですから、その10倍近くの海賊版の違法ダウンロードがあったということです。音楽・映像の違法ダウンロードの罰則化導入については、そういう時代背景があったと思います。これが、議員立法の形で違法ダウンロードの罰則化の法案が実現した経緯であったと思います。

音楽・映像に関するダウンロードの違法化につきましては民事上違法という状態が3年間続いて、その後、刑罰化、罰則化を導入したという経緯がございます。実は私は、音楽・映像に関するダウンロードの罰則化については慎重であるべきだ、もう少し様子を見てもよかったのではないかと考えております。ダウンロードの罰則化に伴い、権利者に対する風当たりが強くなり、逆に批判的な声が出てきたことも事実でございます。そういった音楽・映像に関する経緯がございますので、今回のダウンロードの違法化の拡大に関して、もし強い反発・抵抗があるのであれば、違法化はするけれども、とりあえず民事上の違法化にとどめて、刑罰化に関してはもう少し様子を見るとか、そういう柔軟な対応があってもいいのではないかと考えています。

ダウンロードの違法化に関しましては、違法ダウンロード自体を取り締まることが目的ではないと思います。実際には、違法な海賊版を減らすことや、アクセス警告方式を導入する前提としてこのダウンロード違法化を定めなければならないということであるとすれば、この違法化に対する取り組みについてももう少し柔軟となり、場合によれば仕切り直しも考慮してよいのではないかと考えております。

それから、この法案に関しましては、新聞報道で、ネット利用を委縮させるとか、ネット利用を制約するものだとか、そういった点だけが強調され、法案の本来の趣旨について、誤った形といいますか、正確な報道がなされていなかったことが非常に残念でございます。その結果、新聞報道では、選挙の問題もあって見送りになったと指摘されていますけれども、海賊版対策について、どういう問題点があるのかということ、国民の皆様、一般の方々にもきちんと説明するなど、十分な根回しが必要であろうと思います。当たり前のことを徹底的に行うという凡事徹底の観点が必要ではないかと考えております。

最後に、権利者と海賊版対策の点でございます。私の立場からしますと、海賊版対策というのはもはや待ったなしの状況で、喫緊の課題であろうと思います。そのためにも、ぜひいろいろと手続を進めていただきたいと思います。ただ、今回の件では、権利者のための制度であるという形で進められましたが、権利者は一方で利用者の立場に立つこともございます。その点もしっかり頭に入れて取り組んでいただきたいと思います。今回の件で権利者側からダウンロードの違法化に関しても懸念の声が上がったのは非常に残念なことであったと思いますが、権利者側に対する説明も含め、しっかりとした取り組みをしていただきたいと望んでおります。

以上でございます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、ここから質疑応答、意見交換の時間といたします。御発言がありましたら、名札のプレートを立てていただきましょうか。発言は1人3分以内でお願いできればと思います。30秒前にベルが鳴るということです。

では、高橋様、ありますか。

○高橋委員代理 講談社の高橋でございます。本日は、野間が出席できず申しわけございません。代理として、野間からのメッセージを読み上げさせていただきます。

この3月に、政府は著作権法改正案の今国会提出見送りを決定しました。内閣府知財戦略本部を中心に、海賊版サイト撲滅のための検討がなされて、総合対策も示される中、文化庁文化審議会で議論が進められてきたダウンロード違法化の対象範囲見直し、そして、リーチサイト規制についても提出見送りとなったことは大変に遺憾なことだと感じています。

私は、タスクフォースの場も含め、海賊版対策のためにはあらゆる方策を検討してほしいと訴えてきました。表現の自由に抵触せず、創作活動の委縮を招かない範囲であらゆる武器を与えてほしいと求めてきました。一つ一つの方策には抜け道があるとしても、

幾つかが組み合わさることで網の目は小さくなり、海賊版サイト規制の実効性が高まると考えてのことです。

既に出版界としては、海賊版サイトやネット接続事業者に対して、違法アップロードされたコンテンツの削除要請や警告書の送付を行っていますし、検索サイトに対する検索結果の表示抑制の要請、広告事業者に対しては出稿停止要請、さらには警察と連携して違法サイトの摘発にも協力しています。また、最近は、通信事業者との連携による民間での対策を行うための協議も始めています。普及・啓蒙活動にも力を入れており、出版広報センターで行った「STOP!海賊版」キャンペーンに加えて、講談社個社としましても、テレビCMを流すなど活動を行ってまいりました。こうしたキャンペーンを行う際には、先ほど集英社さんもお話しになっていたことですが、漫画家の方々に作品やキャラクターの使用許可をいただくわけですが、漫画家の皆さんは非常に快く協力してくれました。漫画家の皆さんは、誰もが海賊版の被害を受け、その撲滅・規制を望んでいるという証左だと思います。

正規版流通についても触れておきます。講談社では、既に4万作品（4万点）を超える書籍・雑誌・コミックを配信しています。漫画に関していえば、各雑誌の公式ホームページ以外にも漫画アプリなどで雑誌の垣根を越えた作品が読めるようになっています。

また、集英社さんとの協力で、期間限定ではありますが、ジャンプとマガジンが手を組んだ取り組みも行っています。出版業界としましては、権利者である漫画家協会さんとこれまで以上に密な連携をとりながら、通信事業者の方々の協力も仰ぎ、海賊版対策を一層強化していきたいと考えています。しかしながら、民間の努力には限界がございます。悪質な海賊版サイトの撲滅に向けて法改正が早期に実現することを強く期待しています。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

川上委員、お願いします。

○川上委員 前回も同じことを発言したのですが、まず、この中のアクセス警告方式ですね。これを見ると、既に導入する前提で工程に上がっているのですが、これはどういうことかということについてきちんとした説明をいただきたいと思います。

まず1つ疑問なのは、アクセス警告方式を導入したがつている人というのはいないと私は思うのです。少なくともコンテンツ関係者にはいません。コンテンツ関係者は、先ほど赤松さんもおっしゃいましたが、海賊版対策をしてほしいと。そういう要求というのは皆さんやっていると思いますけれども、特にアクセス警告方式で海賊版対策をしてほしいという主張をしているコンテンツ会社の人、コンテンツホルダーの人は恐らくいないと思います。なのに、なぜここでアクセス警告方式をやるのが前提となって俎上に上が

っているのか。アクセス警告方式をやりたがっているのは誰かということの一つ明確にしたいと思っています。

実際のところ、アクセス警告方式というのはブロッキングと似ているというふうにいるところでもいろいろな方が発言されていると思いますけれども、実際はほとんど同じものです。技術的に言うとほぼ同じものです。ただ、実施に当たって利用者の同意をとるので、通信の秘密の侵害の度合いが少ないと、昨年来、宍戸先生が指摘されていたわけです。しかし、私は、そもそも通信の秘密の侵害が小さいという形式的なことが問題なのかということを知りたいと思います。

というのは、ブロッキングが頓挫した理由は世の中から大きな反対があったということなのですけれども、世の中の大きな反対は、決して通信の秘密の形式的な侵害を問題にしたということではないと思うのです。まして、専門用語としての通信の秘密の概念を理解している国民などほぼいません。ほとんどの人は、通信の秘密の侵害という字面から連想して、これは非常に大きく自由を侵すものではないか、将来的には大変な監視社会が来るのではないかという連想を行って、そして、あのよう大きな反対の意見が巻き起こったわけです。

そういう観点から考えますと、実はアクセス警告方式のほうがブロッキングよりもはるかに危険なのです。ブロッキングは法律をもって行うということでしたが、アクセス警告方式は法律の改正なしに導入できる。

もう一つ言うと、一旦導入した後は、法律の改正なしにやり方も変更できるし、対象も拡大できるのです。ですから、昨年来、世の中のブロッキング対策反対の議論の中核である将来的な危険性でいうと、アクセス警告方式のほうが大きいのです。にもかかわらず、ここにはアクセス警告方式は既に実施の方向で検討するという形で工程表に上がっている。これというのは、まず1つ、世の中を欺く行為だと思います。

そして、その欺く行為をやられているのが、これは報道でも異例の発言ということで話題になりましたけれども、昨年8月に総務省の中溝課長が、ブロッキングを導入することはネットの監視社会になるかどうかの分岐点だといった趣旨の発言をされたわけです。これはまさに世の中の国民の不安感に寄り添った発言だったわけで、非常に話題にもなったわけです。ところが、その発言をした同じ方が、そのアクセス警告方式の推進を行っているというのは一体どういうことなのか。私は、これは矛盾することだと思いますので、そこはぜひ説明していただきたい。

前回、その質問をしたら、だから世の中の意見を聞くのですとかいう、わけのわからないこと、答えになっていないような返答をされたのですけれども、世の中の意見を聞くことであれば、なぜこのアクセス警告方式だけが、今まで議論されていた知財本部ではなく総務省で別の会議を立ち上げてそこで検討することになっているのでしょうか。あそこまで世の中にブロッキングの反対があった、それを違う場所でやろうとしている。それよりももっとひどいことをやろうとしている。このことは、私は、ある種、世の中に対

しての裏切り、ごまかしではないかととられても仕方がない行為だと思うのです。それを総務省さんとしてはどういうふうに考えているのか、ぜひ明確にお答えいただきたいと思います。

それともう一つ。私は報道でしか知りませんので、その総務省さんの会議でどういうメンバーの委員が選出されているのか、ぜひバイネームで教えていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 先ほどの参考人の発言の中でも数名、アクセス警告方式については懸念の表明がありましたけれども、今、川上委員がおっしゃったのは、総合対策メニューの2ページで、実施と準備というところの「検討」と「導入」に分かれてアクセス警告方式が書いてありまして、この位置づけもほかとは違っている。これが①のほうに近い②なのか、それとは扱いがちょっと違うのかということも含めて、少し明確にしておく必要もあるかなと思います。

今の問いに対して、事務局ないし総務省から発言ありますでしょうか。

お願いします。

○中川課長補佐 お答えいたします。

まず、総務省がこのアクセス警告方式を別の場所で推進しているという御意見がございましたけれども、まず前提として、昨年のタスクフォースでは、ブロッキングを除く10の項目については基本的に合意が得られたという共同座長からのメモにありましたように、基本的にそのアクセス警告方式について検討していくということについては、皆さんの御議論の中で異論がなかったものと総務省も承知しております。

それを受けまして、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（案）」において、まさに「検討」と「導入」と2つ分かれておりますけれども、アクセス警告方式について検討を行うためには、通信の秘密に関する整理も必要ですので、導入の前提となる法的整理については総務省で検討するべきだということで、総務省のほうでこの検討について行っているところでございます。実際、先週の金曜日に第1回目の会合が行われたところでございます。

この2段階目の「導入」に当たっては、この資料1の2ページ目の同対策メニュー（案）にも「関係者と協議しながら検討・導入」と書いてございますので、関係者の皆様の幅広い声をよく聞きながら進めてまいりたいと思っております。

また、先週金曜日に第1回目の会議が行われましたが、その場において我々からお示した論点について、明日から意見募集を行うこととしておりますので、本日も様々な御意見をいただきましたけれども、さまざまな方々から幅広い意見をうかがいまして、このアクセス警告方式についてひとまず検討を進めていきたいと思っております。

また、会議の参加者についてお尋ねがございましたので、フルネームでお答えさせていただきます。

座長は、東京大学の濱田純一先生、座長代理に、同じく東京大学大学院の江崎浩先生、

その他構成員といたしまして、上沼紫野弁護士、曾我部真裕教授、本日会議にもご参加されております田村善之教授、長田三紀様、森亮二弁護士、以上の方々に御参加いただいております。

以上でございます。

○川上委員 お答えいただいているのが、そもそも広く意見を聞くまでもなく、アクセス警告方式のほうが将来的な副作用がある危険性が高いと思うのですけれども、それについて、前回、総務省の中溝課長は、ブロッキングのときには異例の発言をされたわけです。その総務省さんは、このアクセス警告方式の危険性についてはどういうふうな認識を持たれているのでしょうか。それは、意見を聞くまでもなく、総務省さんであればおわかりだと思ってしまうのですけれども、そのブロッキングの危険性とアクセス警告方式の危険性についてはどういった考えをお持ちなのでしょう。教えてください。

○中川課長補佐 「危険性」という言葉に抽象的に答えることは難しいものと思っておりますので、あくまで法律的にお答えいたします。

○川上委員 すみません。なぜお聞きしているのかと言いますと、そのお答えというのは非常に正しいと思うのですけれども、今年の8月には、中溝課長は、そうではなくて、管理社会の到来の危険性について警鐘の発言をされたのです。これは別に法律論の話ではなくて、まさにどういうふうを考えているかということなのです。

アクセス警告方式は危険ではないというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。ブロッキングのときには危険だという発言をされましたよね。

○中川課長補佐 「危険」と発言したかどうかにつきましては、申し訳ございませんが、定かには把握してございませんところ、議事録をもう一度確認させていただきますけれども、危険かどうかという抽象的な内容につきまして私からお答えすることは不適切だと思いますので、この点につきましてもどういう方向性で進めていくべきか、皆様から広く御意見を聞いた上で進めていきたいと考えております。

○中村座長 ほかにいかがでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

ただいまのお答えに関連してもう一点確認したいと思います。

19日に始まったという総務省での会議の題名が「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」というタイトルで、ウェブサイトが上がっている検討目的としては「海賊版サイトへのアクセスを抑制するための方策の導入を支援するため」と書かれているのですが、ここで書かれている「海賊版サイトへのアクセスを抑制するための方策」というのは、このメニューでこれまで議論されてきたアクセス警告方式を意味するのでしょうか。

○中川課長補佐 今、林委員から御質問ありましたとおり、基本的に、「海賊版サイトへのアクセスを抑制するための方策」につきましては、アクセス警告方式を念頭に置いて検

討を進めております。他方、報道発表や開催要綱にも記載しておりますが、あわせて、フィルタリングなどの手法を含めて、その他、効果的にアクセスを抑制するための方策についても検討項目の一つとしておりますので、そちらも含まれているという認識でございます。

以上です。

○林委員 そうしますと、6月をめどにまとめをなさるとのことなのですが、そこでの結論としては、アクセス警告方式を検討してみたところ問題点が多いので、フィルタリングにとどめるべきだということもお考えになっているということなのでしょうか。

○中川課長補佐 この検討会の検討事項についてでございますが、まず、昨年のタスクフォースにおいて宍戸委員から御提案された導入に当たっての法的整理として、事前の包括同意として実施できるかという点がポイントとして掲げられておりましたので、この検討会におきましても、その実施の前提といたしまして、そういった包括同意の整理が「通信の秘密」との関係で可能かというところにポイントを絞って検討していきたいと思っております。

その他、技術的課題については、幅広に課題の洗い出しを行いたいと思っておりますが、アクセス警告方式を実際に導入するか否かという結論については、繰り返しになりますけれども、資料1の2ページの「検討」と「導入」という2つにフェーズが分かれていることから、実際に導入をする又はしないについて、結論を出すということまでは考えておらず、やはりまずは、法的整理をしたいというのが一番の目的でございます。

以上です。

○林委員 そうしますと、検討会の目的に書かれている「併せて、フィルタリングなどの手法を含めた効果的な方策の在り方について検討を行う。」という意味は、フィルタリングについてはもともと青少年インターネットの環境整備法に基づいてこれまでもなされているところであって、成人についてのフィルタリングを今後どう具体的に進めていくかというところがその「効果的な方策の在り方」になるかと思うのですが、そういう議論も含めてなさるとのことなのでしょうか。

○中川課長補佐 その点については、繰り返しになりますが、どういった手法が考えられるのかという点についても、意見募集の中の論点の一つとしてありますので、意見募集の結果を踏まえ検討してまいりたいと思っております。

○林委員 先ほど来、フィルタリングをサポートする御意見がたくさんあったと思うのです。特に消費者の団体からもあったと思うのですが、もともとフィルタリングはアクセス警告方式とは別に、メニューの一つとして挙げられていたところでありまして、どちらも問題は、ユーザーの同意を前提とする点です。マルウェアに関するACTIVEですら、5年間30数社について税金を使った実証実験をやっても、結局、総務省で把握しているのは、おそらく1社についてそれがどうやら導入されているらしいというレベルにとどまっている。そのことからすると、この海賊版サイトという、有償の魅力的なコンテンツをただで読めるものについて、それを放棄する同意を得ることがどれだけハードルが高いかということ

について、初めから申し上げているわけです。フィルタリングの場合も同意がとれるのだったら苦勞しないわけです。そういう前提の中で、ブロッキングだとか、さまざまな手法を総合的に進めていかざるを得ないという議論をしてきたわけです。

そういった範囲を限定しながらこの海賊版対策を進めていこうというメニューを議論する中で、昨年8月、中溝課長から、監視社会に進むのかという重大な点だということを皆さん自覚してほしいみたいなお言葉があったので、私は、それは違うのではないかと申し上げたわけです。

今後、アクセス警告方式を議論する際には、総合対策としてのメニューだということをしっかりと念頭に置いて、今後の方策の中の一つとして検討していただきたいと思います。
○中村座長 ありがとうございます。

もう一回、川上委員。

○川上委員 やはり、アクセス警告方式を誰がやりたがっているのかというのを再度明確にさせていただきたいと思います。今の説明をまとめますと、いろいろな対策の中にあって、特に反対もなかったのをやることにしたということなのですからけれども、実際にアクセス警告方式をやりたい、これをやったほうがいいのではないかという意見は宍戸先生が言われているだけだと思うのです。あとは、それにブロッキングほどは反対をしないという若干肯定的な意見がISP関連の委員の方から出たというのが実際のところだったと思います。アクセス警告方式を積極的にやりたいという人は一体誰なのかというのが私はよくわからない。宍戸先生にしても、憲法学者ですので、決してアクセス警告方式をやりたいというモチベーションがあるわけではないと思うのです。いろいろな海賊版対策の案が出ましたけれども、なぜアクセス警告方式だけこんなに一生懸命やろうとしているのか、それを推進しているのが誰なのかということをもう一度説明いただきたいと思います。

○中川課長補佐 総務省といたしましては、先ほどお答えしたとおり、これまでの議論の経緯を踏まえたものという認識でございますところ、そのようなお答えしか申し上げられません。

○川上委員 つまり、総務省としては推進するつもりはないということでしょうか。

○中川課長補佐 そうとも申し上げておりません。皆様の声を聞きながら検討を進めてまいります。

○川上委員 ということであれば、今、非常に危険なことが起こっているということを指摘させていただきたい、意見として述べさせていただきたいと思います。誰も積極的に推進する人がいないはずの案がもう工程表の中に書かれていて、実施することになってしまっている。コンテンツ業界の人間というのはそこまで技術的なことがわからない人が大半ですから、アクセス警告方式を推進した責任を押しつけられるのは大変な迷惑だと思いますので、まずは、誰がアクセス警告方式を望んでいるのかということその議論の中でも明確にさせていただきたいと思います。

そして総務省のほうでも、先ほどお聞きした範囲では、法律的な観点の検討をするため

の委員というふうに理解しましたので、実際に実施するかどうかについては、こちらの知財委員会でも議論していただくようお願いしたいと思います。

○中村座長 ありがとうございます。

形式的には、この海賊版対策全体は知財計画に反映をされていく。そこでどのように記述をして、おさまるか、最終の調整といいますか、落としどころというのはこれから整理していくこととなりますので、そのあたりでも調整をさせていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この海賊版対策については、前回も一わたり皆さんから御意見をいただいて、きょう関係者の皆様から御意見をさらにいただいて、それで、今、申し上げた知財計画に向けてどのように落とし込んでいくかという局面に来ておりますので、もし皆さんから御意見がなければ、早目ではありますけれども、きょうはこのあたりでお開きにしてもいいかなと思います。

私、きょうの議論を伺っておりまして個人的な感想ですけれども、まず、全国消費者団体連絡会さんからお出しいただいた紙の1の「できることから直ちに実施」というのを着実に実施する、そして、海賊版の取り締まりを徹底することが大事だという意見に同意をいたします。さらに、その裏側に、今、議論になっていたような、議論が必要なものがいろいろあるということも認識をいたします。

その上で、漫画家協会の里中理事長の名前でお出しいただいた紙の最後のところで「海賊版を無くそうとする、その目標が一つである以上、必ず理想的な対策方法が生まれてくると、信じて疑いません」とおっしゃっていただいて、私も非常に意を強くしているところであります。

きょうも、正規版、それから教育、国際連携、リーチサイト法制といった項目が強調されまして、このようなところにまずは重点を置いておこうという方向性はおおむね一致を見ているのではないかと思います。この件、本ラウンドでは会議としてはここまでですけれども、これを踏まえて知財計画に向けて整理をいたしたいと考えております。

ということで、このあたりで閉会したいと思いますけれども、きょうの議論について住田局長から総括いただければと思います。

○住田局長 御議論いただきまして、どうもありがとうございました。きょうは、5名の方々から、どういう対策についてどういう懸念があるとか、どういう対策はぜひやってくれとか、どういう対策はちょっと直して次に進めろとか、極めて明確な御意見を頂戴することができましたので、今後の私どもの検討において大変参考になる。

一方で、それぞれの御意見、右側からの御意見も左側からの御意見もございますので、まとめ方としては、これまで伺った御意見を踏まえたまとめ方をさせていただければと思っております。

また、総務省のほうでアクセス警告方式についての検討も始まったということでございますけれども、これについても幅広くいろいろな御意見を受けながら進めていくというこ

とです。去年のタスクフォースの中では、一定の効果があるのではないかということが取りまとめ直前まで行った報告の案の中には書かれていて、それがこの検証・評価・企画委員会においてもタスクフォースの共同座長からの提言の別添という形でつけられた中にも入っていたわけでございます。きょうもこの点について特に強い御議論があったわけございまして、それについても、今後の省内における検討も踏まえて、また、知財本部検証・評価・企画委員会としても、ことしの推進計画の中での書きぶりというのを、今、中村座長から御指摘のあったとおり、検討させていただければと思っているところでございます。

海賊版対策というのは、これまでずっと御議論いただいているように、1つの対策だけで何か特効薬的にできるものではなくて、一つ一つの対策がそれなりの効果を上げて、その全体的な効果で、ある意味、理想的というのかどうかわかりませんが、なかなか理想まで行かないのかもしれないかもしれませんが、理想に近いようなものにだんだん進んでいくということかと思しますので、きょうの御議論を踏まえて、今後さらに、検証・評価・企画委員会で2019に向けて詰めの議論をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

○中村座長 最後に、事務局から伝達事項はありますか。

○岸本参事官 次回の検証・評価・企画委員会の開催予定につきましては、合同分野会合となる予定でございますけれども、改めて事務局から日程について御案内をさせていただきます。ありがとうございました。

○中村座長 では、閉会いたします。どうもありがとうございました。